

令和8年度 冬季一般入学者選抜
法律科目試験
論文式（憲法，民法，刑法）試験問題

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子は9枚綴り、問題は片面に印刷されています。
試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
3. 解答用紙には、解答欄のほか、科目欄と受験番号欄があります。
(1)科目欄 「憲法」「民法」「刑法」と記入してください。
(2)受験番号欄 受験番号を記入してください。正しく記入されていない場合は、採点されないことがあります。
4. 解答は、配られた解答用紙に、第1面の左欄、右欄、第2面の左欄、右欄の順に、記入してください。解答欄が足りなくなっても、解答用紙を追加配付することはありません。
5. 解答用紙に定められた以外のことを記入した場合は、解答が無効になります。
6. 解答用紙への記入は、ボールペン又は万年筆（インクは、黒、青、ブルーブラックに限り、また、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。解答を訂正するときは、削除したい部分は一本線で消し、付け加えたい部分は分かりやすく記入してください。
7. 試験中、試験室で使用できる用具は、上記筆記用具のほか、下書き用に黒色の鉛筆、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、携帯用鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡です。ラインマーカー、下敷きは使用できません。時計のアラーム、携帯電話等は電源を切ってください。
8. 読みやすい答案となるよう心掛けてください。
9. 試験問題の内容等について質問することはできません。
10. 途中退席はできません。気分が悪くなった場合等は手を挙げて監督者の指示に従ってください。
11. 解答用紙は回収しますので、試験を放棄する場合も持ち帰らないでください。
12. 問題冊子は持ち帰ってください。

目 次

| | | | |
|---|---|-------|---|
| 宪 | 法 | | 1 |
| 民 | 法 | | 3 |
| 刑 | 法 | | 6 |

憲法

【設問】

次の【事実】を読んで、Y への戒告処分に関する憲法上の論点について、関連する判例や想定される反論、一般職の国家公務員に対する政治的行為の禁止（国家公務員法第2条第2項、第4項、第102条第1項）との異同にも言及しながら論じなさい。ただし、審問の公開など、手続的な論点には触れる必要はない。（配点：50点）

【事実】

地方裁判所の判事Yは、国会において審議中であった有事関連法案（以下、「本件法案」という。）が憲法に反する旨の論文を法律専門家の立場から執筆し、それを自分の職名を明らかにした上で法律専門雑誌に公表した（以下、このYの論文の公表を「言動①」という。）。

本件法案をめぐるのは、国会の審議においても政党間で意見が分かれており、その取扱いが政治問題化していた。こうした中で、本件法案を廃案に追い込むために積極的な運動を展開していた市民団体Aは、「有事関連法案を廃案にするための決起集会（以下、「本件集会」という。）」を開催することを企画し、Yに対して、本件集会にパネリストとして参加して現職裁判官の立場から本件法案に反対する旨の発言をしてほしいと依頼した。Yは、本件集会が本件法案を廃案に追い込むことを目的とする運動の一環として開かれるものであることを認識しながら、本件集会にパネリストとして参加することを承諾した。

その後、A は、「本件集会には本件法案の制定に反対する様々な分野の人がパネリストとして参加することになっているが、その中の一人として現役裁判官の Y も登壇する予定である」旨が記されたビラ（以下、「本件ビラ」という。）を作成し、それを路上で一般市民に配布し、本件集会への参加を呼び掛けた。

本件集会の当日、Y は、パネルディスカッションの始まる直前、数分間にわたり、会場の一般参加者席から、自分の身分を明かした上で、「当初、この集会においてパネリストとして参加する予定であったが、事前に自分の勤務する地方裁判所所長 B から集会に参加すれば懲戒処分もあり得るとの警告を受けたことから、パネリストとしての参加は取りやめる。自分としては、裁判所法第 52 条第 1 号は違憲であると考えているし、また、仮に同号が合憲であるとしても、この場で本件法案に反対の立場で発言することは同号に定める『積極的に政治運動をすること』に当たるとは思わない。しかし、本日のパネリストとしての発言は辞退する。」と述べた。そして、Y は、本件集会の当日、本件法案に対する賛否を直接表明することは控えた（以下、本件集会におけるこの Y の言動を「言動②」という。）。

なお、本件集会に参加した者の多くは、事前に本件ビラを入手していたため、Y が本件集会において本件法案に反対する立場から発言する予定であることを認識した上で、本件集会に参加していた。

Y は、言動①および言動②が、裁判所法第 52 条第 1 号の禁止する「積極的に政治運動をすること」に当たり、裁判官の職務上の義務に違反したとして、裁判所法第 49 条により戒告処分を受けた。（戒告とは、公務員の職務上の義務違反に対し、本人に将来を戒める旨の申し渡しをする処分をいう。）

【出題の趣旨】

本問は、最大決平成 10 年 12 月 1 日・民集 52 卷 9 号 1761 頁をベースにして作られた問題である。

Y への戒告処分に関する実体的な論点としては、(1) 裁判所法第 52 条第 1 号が裁判官の政治活動の自由を制約して違憲かという問題と、(2) 同号に該当することを理由に Y に対して戒告処分を科すことは違憲かという問題とが挙げられる。

(1) について

本問においては、上記最高裁決定を参照しながら、「司法は、法律上の紛争について、紛争当事者から独立した第三者である裁判所が、中立・公正な立場から法を適用し、具体的な法が何であるかを宣言して紛争を解決することによって、国民の自由と権利を守り、法秩序を維持することをその任務としている」こと、そして、とりわけ、「現行憲法下における我が国の裁判官は、違憲立法審査権を有し、法令や処分の憲法適合性を審査することができ、また、行政事件や国家賠償請求事件などを取扱い、立法府や行政府の行為の適否を判断する権限を有している」こと、さらに、裁判官は「その良心に従い独立してその職権を行い、憲法と法律にのみ拘束されるものとされ（憲法第 76 条第 3 項）、また、その独立を保障するため、裁判官には手厚い身分保障がされている（憲法第 78 条ないし第 80 条）」こと、「政治的責任を負わない」立場であること等を勘案し、一般職の国家公務員に対する政治的行為の禁止との異同にも触れながら、同号を解釈することが求められる。

(2) について

言動①については、上記最高裁決定によれば、「裁判官が、一国民として法律の制定に反対の意見を持ち、その意見を裁判官の独立及び中立・公正を疑わしめない場において表明することまでも禁止されるものではない」く、「例えば、裁判官が職名を明らかにして論文、講義等において特定の立法の動きに反対である旨を述べることも、その発表の場所、方法等に照らし、それが特定の政治運動を支援するものではなく、一人の法律実務家ないし学識経験者としての個人的意見の表明にすぎないと認められる限りにおいては、同号により禁止されるものではない」とされているので、これを踏まえて戒告処分の可否を論じることとなろう。一方、言動②については、上記最高裁決定によれば、同号が禁止している「積極的に政治運動をすること」に該当するということになろうが、上記最高裁決定には複数の裁判官による反対意見が付されているので、それも念頭に入れながら同号該当性を論じてほしい。

民法

次の文章を読んで、下記の【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

I

【事実】

1. 千葉に住むAは、北海道に別荘を所有していたが、そこでの移動手段がなく不便に感じていたため、価格の安さや納車の早さを考慮して、北海道で中古の普通自動車を購入することにした。しかし、そのためだけに現地に行くことは避けたいと考え、2023年10月1日、北海道に住む知人のBに、中古の普通自動車の購入を委任した。それに際して、Aは、Bを代理人、委任事項を「普通自動車の購入」とした委任状（以下「本件委任状」という。）を作成し、Bに交付した。
2. Bは、2週間ほど中古の普通自動車を探した。その間、知人Cにも、Aからの依頼内容を説明し、相談するなどしていたが、最終的に適当な普通自動車を見つけることができなかった。そこで、Bは、移動手段が無いよりは良いだろうと考えて、バイクを探すことにしたが、当てがなかったためCに相談した。それに対して、Cは、ちょうど自己の所有するバイク甲を手放すことを考えていると述べた。そこで、Bは、都合が良いと考え、2023年10月15日、本件委任状の委任事項欄の「普通自動車」と記載している部分を二重線で抹消し、その下に「バイク」と書き、これをCに提示し、Aの代理人としてCから甲を100万円で購入する契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。本件売買契約の履行期は、2023年10月30日とされていた。このとき、Cは、Bが本件委任状を示したこと、Aの了解を得ていると考えたことな

どから、A が本件売買契約の代理権を与えているものと信じていた。

3. 2023 年 10 月 30 日、A は、別荘で待機していたが、普通自動車ではなく、バイク甲が運搬されてきたために、その受け取りを拒んだ。A は、北海道の雪道ではバイクが移動手段にならないと激怒して、甲の売買代金の支払を拒否している。

【設問 1】（配点：30 点）

C は、A に対して、本件売買契約に基づいて売買代金 100 万円の支払を請求することができるか。C の請求の根拠を説明し、それに関する C の主張が認められるかどうかを論じなさい。

II 【事実】1 から 3 に加え、以下の【事実】4 から 6 までの経緯があった。

【事実】

4. 1 週間後、A は、暖かい季節になったらバイクでツーリングをするのも案外よいのではないかと思うようになり、考えを改めた。そして、2023 年 11 月 15 日、A は、C に対して、本件売買契約について追認する旨の意思表示をし、100 万円を支払った。同日、C は A に甲を引き渡した。
5. A は、気候が徐々に温暖になり、積もっていた雪もすっかり溶けたことから、2024 年 5 月 15 日、ようやく甲に乗ってツーリングに出かけることにした。しかし、エンジンがかからず、同日中に点検をしたところ、引渡し前からエンジンが故障していたことが発覚した。
6. A は、仕事で多忙になったためしばらく甲に関する対応をできずにいたが、2025 年 6 月 1 日、甲のエンジンの故障を C に通知し、その修理を請求した。

【設問 2】（配点：20 点）

A は、C に対して、甲の修理を請求することができるか。A の請求の根拠を説明し、それに関する A の主張が認められるかどうかを論じなさい。

【出題趣旨】

【設問1】は、権限外の行為の表見代理に関する問題である。判例等を踏まえて、110条の要件を解釈することが求められる（最判昭和35年2月19日民集14巻2号250頁、最判昭和51年6月25日民集30巻6号665頁等参照）。【設問2】は、売主の契約不適合責任に関する問題である。無権代理行為の追認により、その効果が本人に帰属することを前提として、修補による追完請求を検討することになる。その積極要件だけでなく、消極要件にも言及し、特に期間の制限について検討することが求められる。いずれの設問も、基本的事項の理解とそれによる事案の具体的処理を問うものである。

刑法

次の事例における甲および乙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ、論じなさい（住居侵入罪（刑法130条前段）および特別法違反の点を除く。）。（配点：50点）

甲（28歳、男性）と乙（28歳、男性）は、ともに金欠であったことから、いつしか簡単に大金を手に入れたいと話し合うようになった。そして、2人で空き巣をすることをとした。

某年某月8日（水曜日）、乙が住宅街を徘徊していたところ、あるアパートの1階の部屋の掃き出し窓の鍵がかかっていないことに気づき、乙はその部屋を空き巣のターゲットとすることに決めた。そして、乙は、その部屋はA（72歳、女性）が一人暮らしをしているアパートの部屋であること、Aが毎週水曜日の午前中は病院に行って留守にすることや、頻繁に掃き出し窓の鍵をかけ忘れることを突き止めた。

同月24日（金曜）、乙は甲に上記調査結果を報告した。そして、甲と乙は次の水曜日にA宅で空き巣をすることにした。

同月29日（水曜）午前10時30分頃、甲と乙は、乙の運転する車でA宅付近に行き、Aが留守で掃き出し窓の鍵がかけられていないことを確認すると、その掃き出し窓からA宅に入った。

そして、甲と乙がA宅のリビング内で現金等を探していたところ、同日午前10時45分頃、Aが突然帰宅した。Aは、病院に向かう途中、Aの通う病院が急遽休診となったことを知ったため、普段よりも早く帰宅したのであった。甲と乙はAの帰宅に焦ったが、甲が「このまま手ぶらで帰るのはもったいない。無理やりAからカネのあり

かを聞き出そう。」と言い、乙はこれに応じた。その際、乙はA宅の台所に置いてあったナイフ（刃渡り約5cm）を手を取った。そして、Aがリビングに入ると、甲と乙は2人がかりでAに襲いかかった。甲がAの腹部を手拳で一度殴ると、痛みでうずくまったAに対して、乙は前記ナイフを示しながら「騒ぐとどうなるかわかるな。」と言った。そして、甲が「カネを出せ。」と言ったところ、Aは突然の出来事に恐怖し、甲らの言うことに従うほかないと考えて、「隣の部屋のタンスにお金を入れています。」と言った。甲がそこに向かい、乙がAを見張っていると、甲はそのタンスに保管されていた3万円を持って戻った。

甲が乙に「これしかなかった。でもこれ以上長居するのはまずい。もう逃げよう。」と言ったが、乙はAに「まだ隠しているんだろ。」と叫んだ。甲は「いいから逃げるぞ。」と乙に言ったが、乙は甲の言うことに従わないので、甲は乙に「もう知らん。勝手にしろ。俺は逃げるぞ。」と言ってA宅を立ち去った。

乙は、甲が立ち去った後もAに対して「早く答えろ。カネはどこだ。」などと言ったが、Aがすぐに答えなかったため、乙はAの顔面を手拳で複数回殴打した。これにより、Aは顔面打撲傷の傷害を負った。

その直後、A宅のインターホンが鳴ったため、乙は諦めて掃き出し窓から逃走した。

〔出題趣旨〕

本問は、強盗致傷罪の成否について問う問題である。

まず、3万円の取得について強盗罪の成否を検討する必要がある。特に、甲と乙が2人がかりでAに襲いかかって、腹部を殴ったり刃渡り約5cmナイフを示しながら「騒ぐとどうなるかわかるな。」と言ったりした行為が、強盗罪の「暴行又は脅迫」に該当するかを検討する必要がある（なお、「暴行又は脅迫」該当性は、強盗致傷罪の成否の検討の中で言及しても構わない）。上記行為の性質だけでなく、甲・乙とAの年齢・性別や上記行為の行われた場所等にも言及し、説得的に論ずることを要する。

そして、乙がAの顔面を複数回殴打したことで顔面打撲傷の傷害を負わせたことにつき、乙が強盗致傷罪の罪責を負うかについて検討し、それと整合する形で、甲も強盗致傷罪の罪責を負うかを検討することを要する。特に甲については、甲がA宅を立ち去った後、乙が1人でAの顔面を手拳で殴打したことによって傷害を負わせたことを指摘したうえで、いわゆる共犯関係の解消の問題について丁寧に検討することを要する。